

過疎地域における県税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年7月12日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第31号

過疎地域における県税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例

過疎地域における県税の課税免除に関する条例（昭和45年岩手県条例第32号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p data-bbox="203 483 804 512"><u>過疎地域</u>における県税の課税免除に関する条例</p> <p data-bbox="165 529 246 560">（趣旨）</p> <p data-bbox="120 577 1115 852">第1条 この条例は、<u>過疎地域自立促進特別措置法</u>（平成12年法律第15号。以下「法」という。）<u>第2条第1項</u>に規定する<u>過疎地域</u>（以下「<u>過疎地域</u>」という。）内において<u>法第30条</u>に規定する製造の事業、農林水産物等販売業若しくは旅館業の用に供する設備を新設し、若しくは増設した者又は畜産業若しくは水産業を行う個人に対する県税の課税免除に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p data-bbox="165 1015 387 1045">（県税の課税免除）</p> <p data-bbox="120 1062 1115 1430">第2条 <u>過疎地域内</u>において、<u>法第2条第2項</u>の規定による総務大臣、農林水産大臣及び国土交通大臣の公示の日（以下「公示の日」という。）から令和3年3月31日までの間に、<u>過疎地域のうち当該過疎地域に係る市町村の廃置分合又は境界変更に伴い法第33条第1項の規定に基づいて新たに当該過疎地域に該当することとなった地区以外の区域内において租税特別措置法</u>（昭和32年法律第26号）<u>第12条第1項の表の第1号の第2欄</u>若しくは<u>第45条第1項の表の第1号の第2欄</u>に掲げる事業の用に供する設備で同法<u>第12条第1項の表の第1号の第3欄</u>若しくは<u>第45条第1項の表の第1号の</u></p>	<p data-bbox="1211 483 1839 512"><u>過疎地域等</u>における県税の課税免除に関する条例</p> <p data-bbox="1173 529 1254 560">（趣旨）</p> <p data-bbox="1128 577 2123 995">第1条 この条例は、<u>過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法</u>（令和3年法律第19号。以下「法」という。）<u>第8条第1項</u>に規定する<u>市町村計画</u>（以下「<u>市町村計画</u>」という。）に記載された同条第4項第1号に規定する<u>産業振興促進区域</u>（以下「<u>産業振興促進区域</u>」という。）内において、<u>当該市町村計画に振興すべき業種として定められた法第23条</u>に規定する製造業、情報サービス業等、農林水産物等販売業若しくは旅館業の用に供する設備の同条に規定する取得等（以下「<u>取得等</u>」という。）をした者又は畜産業若しくは水産業を行う個人に対する県税の課税免除に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p data-bbox="1173 1015 1395 1045">（県税の課税免除）</p> <p data-bbox="1128 1062 2123 1430">第2条 <u>法第2条第1項</u>に規定する<u>過疎地域の区域</u>（令和3年3月31日において旧<u>過疎地域自立促進特別措置法</u>（平成12年法律第15号）<u>第33条第1項</u>の規定の適用を受けていた市町村の区域であつて<u>法第42条</u>の規定により<u>過疎地域とみなされる区域</u>にあつては同条の規定を適用しないとしたならば<u>法第3条第1項</u>若しくは<u>第2項</u>（これらの規定を<u>法第43条</u>の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は<u>法第41条第2項</u>の規定により<u>過疎地域とみなされることとなる区域</u>に限る。）又は<u>法附則第5条</u>に規定する特定市町村の区域（<u>法附則第6条第1項</u>、<u>第7条第1項</u>又は<u>第8条第1項</u>の</p>

第3欄の規定の適用を受けるものであって取得価額の合計額が2,700万円を超えるもの（以下「設備」という。）を新設し、若しくは増設した者又は畜産業若しくは水産業を行う個人でその者若しくはその同居の親族の労力によってこれらの事業を行った日数の合計がこれらの事業の当該年における延べ労働日数の3分の1を超え、かつ、2分の1以下であるものについて、次の各号に掲げる県税について当該各号に定める額の課税を免除する。

(1) 個人の事業税

ア 設備を事業の用に供した日の属する年以後3年以内の各年の所得金額のうち、その設備に係るものとして法第31条の規定により定められた算定方法（以下「算定方法」という。）の例により計算した額に対して課する税額

イ [略]

(2)～(4) [略]

規定により法附則第5条に規定する特定市町村の区域とみなされる区域を含む。）のうち市町村計画に記載された産業振興促進区域内において、法第2条第2項の規定による主務大臣の公示の日（以下「公示の日」という。）から令和6年3月31日までの間に当該市町村計画において振興すべき業種として定められた租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第12条第3項の表の第1号の中欄若しくは第45条第2項の表の第1号の中欄に掲げる事業の用に供する設備で同法第12条第3項の表の第1号の下欄若しくは第45条第2項の表の第1号の下欄の規定の適用を受けるものであって取得価額の合計額が500万円（製造業又は旅館業（下宿営業を除く。）を行う法人のうち、租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号）第28条の9第10項に規定する資本金の額等（以下「資本金の額等」という。）が5,000万円を超え1億円以下であるものにあつては1,000万円、資本金の額等が1億円を超えるものにあつては2,000万円）以上のもの（以下「設備」という。）の取得等（資本金の額等が5,000万円を超える法人が行うものにあつては、新設又は増設に限る。）をした者又は畜産業若しくは水産業を行う個人でその者若しくはその同居の親族の労力によってこれらの事業を行った日数の合計がこれらの事業の当該年における延べ労働日数の3分の1を超え、かつ、2分の1以下であるものについて、次の各号に掲げる県税について当該各号に定める額の課税を免除する。

(1) 個人の事業税

ア 設備を事業の用に供した日の属する年以後3年以内の各年の所得金額のうち、その設備に係るものとして法第24条の規定により定められた算定方法（以下「算定方法」という。）の例により計算した額に対して課する税額

イ [略]

(2)～(4) [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 旧過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第2条第1項に規定する過疎地域内において、令和3年3月31日以前に同法第30条に規定する製造の事業、農林水産物等販売業若しくは旅館業の用に供する設備を新設し、若しくは増設した者又は畜産業若しくは水産業を行った個人に対する県税の課税免除については、なお従前の例による。
- 3 令和3年4月1日からこの条例による改正後の過疎地域等における県税の課税免除に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第1条に規定する市町村計画（同日に過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号。以下「法」という。）第2条第2項又は過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法施行令（令和3年政令第137号）附則第4条第1項の規定により公示された改正後の条例第2条に規定する過疎地域の区域又は特定市町村の区域をその区域とする市町村に係るものに限る。以下「市町村計画」という。）が定められた日の前日までの間に、当該市町村計画に記載された改正後の条例第1条に規定する産業振興促進区域（以下「産業振興促進区域」という。）内において、当該市町村計画に振興すべき業種として定められた法第23条に規定する製造業、情報サービス業等、農林水産物等販売業若しくは旅館業の用に供する設備の同条に規定する取得等をした者又は畜産業若しくは水産業を行った個人に対する県税の課税免除については、当該産業振興促進区域及び当該振興すべき業種が令和3年4月1日に定められたものとみなして、改正後の条例第2条の規定を適用する。
- 4 改正後の条例の規定（前項の規定によりみなして適用する場合を含む。）により県税の課税免除の適用を受けようとする者については、当該者に対する県税の課税免除の適用に係る市町村計画の法第8条第8項の規定による公表の日前に改正後の条例第3条各号に定める期限を経過したもの又は同日から起算して2月以内に当該期限が到来するもの限り、同条に規定する申請書の提出期限は、同日から起算して2月を経過した日とする。